大洲喜多法人会公益法人移行 10 周年記念事業 NO1
（社団法人創立 40 周年記念）
「改正電子帳簿保存法」
を学ぶセミナー

ご案内のとおり、令和５年 10 月１日よりインボイス制度の導入が予定されております。免税事業者を含む各事業者にとっても影響のある改正となります。また、電子帳簿保存法（電帳法）は 1998 年７月に施行され令和４年１月１日からは電子帳簿保存法の改正が施行されております。実質的な義務化は令和６年１月１日から始まります。現在、２年間の経過措置がとられておりますが、政府はＤＸ推進の一環として強力に推進しております。当会では公益社団法人移行 10 周年記念として電子帳簿保存制度への対応をすべく「改正電子帳簿保存法セミナー」を次のとおり開催します。ふるってご参加いただきますようご案内いたします。

【主なセミナー内容】

㊟講師:高松国税局法人課税課　職員

㊟中小企業が知っておきたい！　○中小企業･個人事業者も強制適用に　電子取引データ保存制度

○DX 推進のカギ　電子帳簿･書類保存制度　○スキャナした書類は廃棄Ｏｋ　スキャナ保存制度

㊟ 当日受講者に「改訂版　電子帳簿保存法ハンドブック」を差し上げます。

（ただし、会員事業所一人に１冊は無料：会員以外の事業者は 1980 円をいただきます）

日　　時　令和４年 11 月 21 日（月）　**定　　員**　５０名

１５：００～１６：２０

参加費 無料!

会　　場　ホテルにし川　3F（大洲市田口）TEL（0893）24-4046

申込方法　下記受講申込書にご記入の上、FAX でお申込み下さい。なお、定員になり次第締め切りますので、お早めにお申込み下さい。

主催（公社）大洲喜多法人会　FAX（0893）57-6009　TEL（0893）24-7676

「セミナー」申込書

令和４年　　月　　日

事 業 所 名		TEL	
事業所所在地		FAX	
（フリガナ）			
受 講 者 氏 名			

※ご記入いただいた情報は、本セミナー開催の目的に使用するほか、主催者の各種連絡・名簿作成等に利用致します。